



配偶者控除・扶養控除

- 1 配偶者控除、扶養控除とは
- 2 扶養控除の基本。「収入」と「所得」の違い
- 3 家族の変化に注意
- 4 配偶者控除、配偶者特別控除の改正

1 配偶者控除、扶養控除とは

配偶者控除とは、生計を一にしていて、青色申告者あるいは白色申告者の事業専従者でない配偶者がいる場合で、配偶者の年間合計所得金額が38万円以下である場合に適用される控除制度です。似たような制度に配偶者特別控除があり、こちらは配偶者の合計所得金額38万円以上であった場合に、所得額に応じて控除額が変化する制度です。扶養控除は、配偶者控除と要件はほぼ同じで対象が配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）となります。

これらの控除制度では、扶養^{※1}の対象となる家族がいる場合に、自身の所得金額に応じた控除額を課税所得金額から引くことができます。配偶者控除は最大で38万円（配偶者の年齢が12月31日時点で70歳以上であれば48万円）、扶養控除は扶養対象者の年齢等によって控除額が38万円～63万円と変わります。控除対象から外れると所得税が上がりますので、いくら控除を受けているのか、いつから控除対象を外れ、税金はどの程度上がるのかなどを確認し、マネープラン作成の参考にしましょう。

※1 正しくは控除対象扶養親族・同一生計配偶者ですが、ここでは簡略に扶養と呼びます。

例) 扶養控除の有無による所得税の違い^{※2}

前提 (給与所得者の年収500万円
扶養控除以外の課税所得控除140万円
(社会保険料控除や配偶者控除、基礎控除など))

給与所得控除は年収×20%+54万円=154万円

給与所得=500万円-154万円=346万円

(1) 特定扶養親族が1人いる場合(この場合の扶養控除額は63万円と仮定)

課税所得=346万円-(140万円+63万円)=143万円

所得税=143万円×5%(税率)=71,500円

(2) 扶養親族がいない場合

課税所得=346万円-140万円=206万円

所得税=206万円×10%(税率)-97,500円(控除額)=108,500円

※2 給与所得控除や所得税の計算は、給与収入金額や課税所得金額によって計算式が異なります。2037年までは所得税額に復興特別所得税(所得税額×2.1%)が加算されます。

2 扶養控除の基本。「収入」と「所得」の違い

会話の上では同じような意味で使われがちですが、税制上の「収入」とは入ってきたそのままの金額、「所得」とは利益と似たような意味で、課税の対象となる金額をいいます。扶養の対象となる家族の所得38万円以下というのは、その家族に給与や年金収入がある場合で、年末までにもらう金額の見込み額から以下の金額を控除した金額(両方ある人はそれらを合計した金額)が38万円以下という意味です。

控除する金額 収入が給与の場合→65万円
年金の場合→65歳未満70万円・65歳以上120万円

3 家族の変化に注意

会社員であれば年末調整の際に申告することにより配偶者控除や扶養控除を受けられます。昨年末から申告までの間に、家族に次のような変化があった方は注意が必要です。

● 家族が就職や退職をした

今年の年末調整で扶養になるかは、1月～12月の所得で判定します。年の中途に就職して年末は会社員でも、年内にもらった給与が103万円以下なら今年も扶養親族となりますし、逆に退職して年末無収入でも、1月から退職までの給与が103万円を超えると扶養にはなりません。なお、雇用保険の基本手当は非課税なので、もらったとしても計算には関係しません。

● 親が亡くなった

死亡した父親の扶養になっていた母親を扶養することになった場合、その年から扶養にす

ることができます。父親の準確定申告^{※3}で母親を扶養としていても大丈夫です。

● 本人または扶養家族が要介護認定を受けた

自治体から「障害者控除対象者認定書」の発行があれば、障害者控除を受けることができます。基準は自治体によって異なりますが、要介護1でも受けられる場合があります。自治体の介護保険の窓口にご照会ください。何年も前から要介護状態なのに知らずに申告していなかったという場合、最長5年遡って確定申告することができます。過年度分の認定書と源泉徴収票を持って税務署でご相談ください。

※3 納税者が死亡した際に相続人が行う、被相続人に関する確定申告のこと。

4 配偶者控除、配偶者特別控除の改正

最近、配偶者控除の削減と配偶者特別控除の拡大という改正がありました。

配偶者控除は納税者の年収が控除額に関係するようになり、年収1,120万円以下であれば従来通り38万円が控除されますが、年収1,120万円・1,170万円を境に控除額は26万円・13万円と削減され、年収1,220万円になると配偶者控除はゼロとなりました。

一方、従来、配偶者の年収が141万円を超えるとゼロとなっていた配偶者特別控除は、配偶者の年収150万円までは定額（38万円）、それを超えても年収201万6千円未満までであれば金額は減りますが控除を受けられるようになりました。ただし控除額は納税者本人の年収1,120万円・年収1,170万円を境にかわり、年収1,220万円を超えるとこの控除は受けられません。

整理すると納税者の年収が1,120万円以下で配偶者の年収が103万円以上201万6千円未満の場合は配偶者特別控除拡大の恩恵を受けて減税となりますが、納税者の年収が1,120万円を超えると配偶者の年収によって増税になる場合と減税になる場合があり、年収1,220万円超の人は増税となります。